

県道高松善通寺線外8線排水ポンプ設備保守点検業務仕様書

(目的)

第1条 発注者香川県（以下「甲」という。）は、次に掲げる業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 香川県が管理するアンダーパスの排水ポンプ設備（以下「ポンプ設備」という。）の円滑な操作が行えるようポンプ設備の保守点検業務を行う。
- 2 保守点検業務の実施箇所は別添のとおりとする。

(定義)

第2条 この契約において、ポンプ設備とは、道路の雨水、融雪水、地下水などを排出するために設ける施設であって、地下横断歩道排水設備やアンダーパス排水設備、その他強制排水が必要な箇所の排水設備の効用を果たすための設備をいう。

(業務期間)

第3条 業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- 2 乙は、前項の規定により連絡体制を確立又は変更したときは、遅滞なく書面により甲に届出なければならない。
- 3 保守点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要があり甲が認めた場合及び障害等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

① ポンプ設備の保守点検業務

(対象設備)

第4条 対象とする設備は下記のとおりとする。

設備名	所在地	ポンプ基数	メーカー名	型番	規格	備考
紫雲町ポンプ設備	高松市紫雲町7-7地先	2基（φ150）	エバラ	150DSC	揚程11m、2.5m ³ /min	
仏生山ポンプ設備	高松市仏生山町甲172-2地先	2基（φ150）	エバラ	150DSC	揚程16.8m、2.5m ³ /min	
寺井高架ポンプ設備	高松市寺井町270-1地先	1基（φ50）	エバラ	50DVSA6.4SA	揚程3m、0.24m ³ /min	
川東ポンプ設備	高松市香川町川東上1862-8地先	1基（φ50）	エバラ	50DV6.75A	揚程3m、0.46m ³ /min	
郷東大橋ポンプ設備	高松市郷東町638-2地先	2基（φ100）	エバラ	100(80)DLC67.5	揚程14.3m、1.85m ³ /min	
春日町ポンプ設備	高松市春日町1414-4地先	2基（φ300）	イシガキ	1PSFL-300	揚程11.2m、9.2m ³ /min	
州端ポンプ設備	高松市木太町2149地先	2基（φ50）	エバラ	50DV6.75A	揚程4m、0.27m ³ /min	
多肥高架橋ポンプ設備	高松市多肥上町100-1地先	2基（φ65）	エバラ	65(80)DVS61.5	揚程10m、0.4m ³ /min	
今里町ポンプ設備	高松市今里町2-1地先	2基（φ40）	エバラ	40DWSA6.25、40DWSJ6.25	揚程6.5m、0.11m ³ /m	
松縄町ポンプ設備	高松市松縄町401-1地先	2基（φ40）	エバラ	40DWSA6.25、40DWSJ6.25	揚程6.5m、0.11m ³ /m	

(保守点検)

第5条 保守点検とは、ポンプ設備の異常現象や、故障の有無の発見、作動機能の良否の判定のため実施する巡視、計測作動テスト及びそれに対する処置方法の判定、並びに機能保持及び回復のために実施する清掃、調整、給油、軽微な修理及び部品交換、消防用設備の点検等の作業をいい、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 年点検

5月末までに、設備の全体的な機能を確認し、必要により総合的試運転を実施し、点検項目は下記のとおりとする。なお、点検実施日については、事前に調整のうえ

甲に連絡すること。

【点検項目】

- ・水中ポンプ取り外し点検（外観点検、補修塗装、オイル交換、回路標示点検、メガ測定）
- ・水位センサー取り出し点検

(2) 普通点検

4月から10月及び1月の期間中（年点検を実施した月を除く）、出水時等に備えていつでもポンプ設備が運転できる状態に保つために、月1回実施し、点検項目は下記のとおりとする。なお、点検実施日については、事前に調整のうえ甲に連絡すること。

【点検項目】

- ・ポンプ設備（本体、付属品、制御盤、運転制御等）
- ・電気設備（配電盤の目視点検、絶縁抵抗確認、自家発電装置運転確認等）

(3) ポンプ設備の消防用設備の点検

消防用設備の点検は、機器点検を8月及び2月の2回、総合点検を2月の1回実施するものとする。

【点検項目】

- ・紫雲町ポンプ設備 消火器 1基
- ・仏生山ポンプ設備 消火器 1基
- ・春日町ポンプ設備 消火器 1基

(4) 緊急点検

ポンプ設備の異常並びに路面冠水等による緊急点検

（報告及び検査）

第6条 乙は、第5条に定めるポンプ設備の保守点検を行い、保守状況を確認するとともに、その結果を翌月の7日までに、ポンプ設備毎に別紙業務報告書及び点検表で甲に報告するものとする。ただし、ポンプ設備等の異常及び故障を発見した場合は、直ちに甲に報告して指示を求めるものとする。

2 甲は、前項規定の点検表等を受理したときは、その都度、検査するとともに必要に応じて指導・監督を行うものとする。

（運営責任者の選任）

第7条 乙は、業務を適正に行うためにポンプ設備の運営に関して必要とされる資格を有する運営責任者を選任しなければならない。

2 乙は、前項の規定により運営責任者を選任又は解任したときは、遅滞なく書面により甲に届出なければならない。

（費用の負担）

第8条 本設備の点検に要する器具・機械・消耗品は乙の負担とする。ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、乙の請求により当該金額を支払うものである。

- (1) 設備の破損若しくは老朽化等による乙の責任に帰さない機器交換で甲の認めたもの。
- (2) 設備の補修の要を生じた場合で甲の認めたもの。

②その他の業務

(その他の業務)

第9条 その他業務とは、保守点検業務以外の作業をいい、次の各号のとおりを実施するものとする。

(1)ポンプ設備の故障対応

点検等により、機能維持または機能回復が必要と判断された部位の原因を追求し、必要に応じて補修を行うこと。

(2)点検現場作業

点検時に各ポンプ設備のアンダーパス区間の清掃、施設周辺の除草作業及び側壁の位置標示の塗り替え等、必要に応じて行うこと。

(3)非常通報装置の通報先の変更、通報確認

業務着手時に非常通報装置の通報先に変更がある場合は、通報先情報の更新を行うこと。
また、通報先情報の変更の有無によらず、正常に通報装置が作動するか確認を行うこと。

(4)四国電気保安協会年次点検時の立会い

四国電気保安協会年次点検時にポンプ設備に異常等が発生しないか確認を行うこと。

(5)その他、甲が指示する事項

(費用の負担)

第10条 本設備のその他業務に要する器具・機械・消耗品は、費用は甲の負担とし、乙の請求により当該金額を支払うものである。

(委託料の支払)

第11条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとする。

各種報告書類提出先・委託料請求先

香川県高松市土木事務所管理課

住所：高松市多肥上町1251-1

TEL：087（889）8902

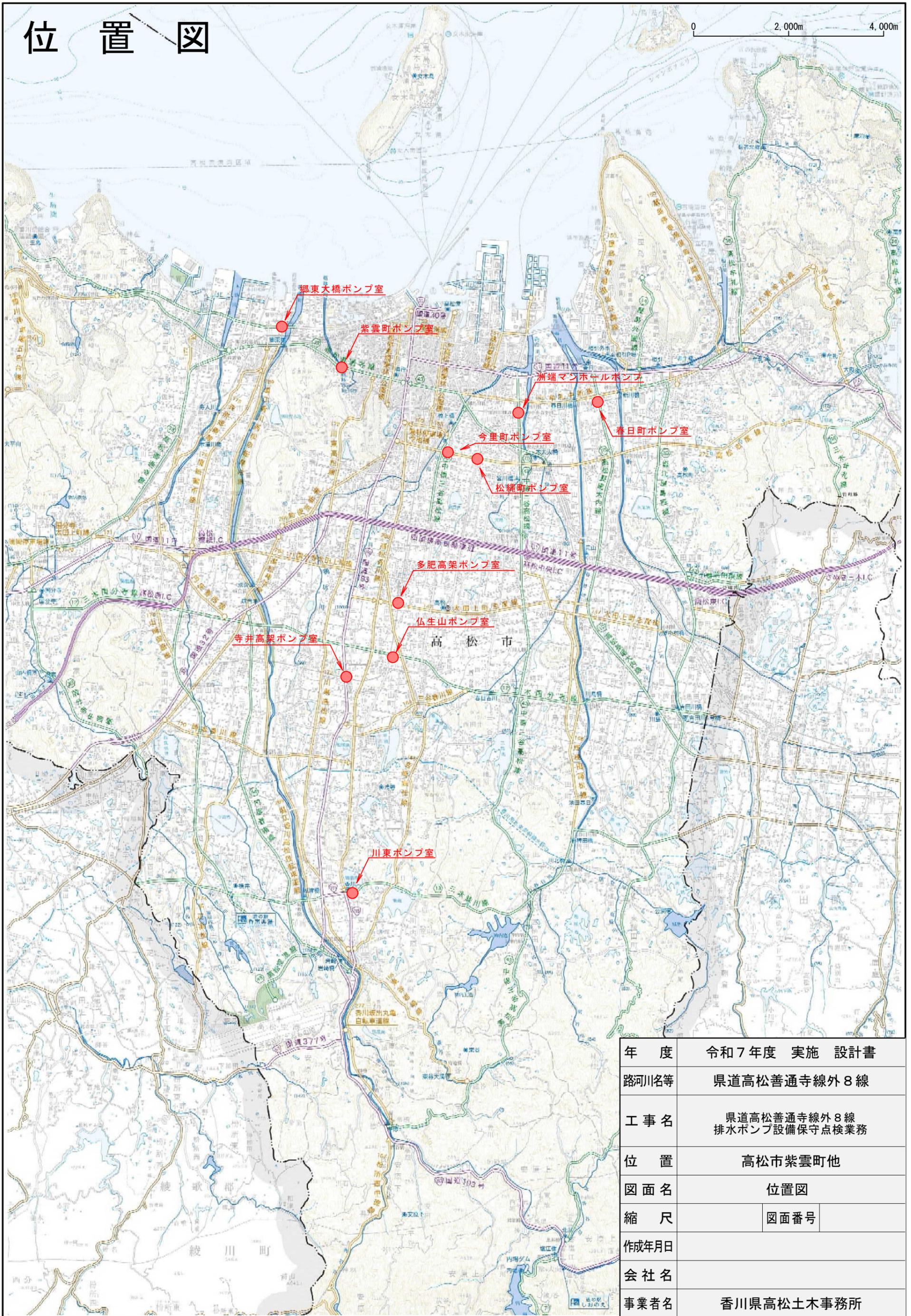
点検実施日調整・緊急連絡先

香川県高松土木事務所道路第一課

TEL：087（889）8930

位置図

0 2,000m 4,000m



年度	令和7年度 実施 設計書
路河川名等	県道高松善通寺線外8線
工事名	県道高松善通寺線外8線 排水ポンプ設備保守点検業務
位置	高松市紫雲町他
図面名	位置図
縮尺	図面番号
作成年月日	
会社名	
事業者名	香川県高松土木事務所

この地図は、測量法第29条に基づく承認「R 7S1f 4」を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したものを、一部転載したものである。
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない